

神奈川県高等学校体育連盟傷病見舞金規定

昭和51年 4月17日制定
昭和52年 4月 1日施行
昭和58年 4月 1日改正
昭和59年 4月 1日改正
昭和61年 4月 1日改正
昭和63年 4月 1日改正
平成12年 4月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成26年 4月 1日改正

(趣 旨)

第1条 この規定は神奈川県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という）加盟校生徒の部活動に係わる傷病見舞金（以下「見舞金」という）に関することを定める。

(事務局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、県高体連事務局に置く。

(目 的)

第3条 この見舞金は、県高体連が、主催もしくは共催する大会・その他の学校教育活動としての大会及び校長が認めた部活動中におきた傷病、障害、死亡、入院に対し見舞金を給付する。

(基 金)

第4条 この見舞金の経費は、県高体連加盟校部員調査表に登録している生徒の納入金と傷病見舞積立金及びその他の収入をもって充てる。

(給付対象)

第5条 見舞金の給付は、年額100円を納入した加盟校生徒とする。

(給付の範囲)

第6条 見舞金の範囲は、対外試合規定に定めるものと、校長の認めた部活動中とする。

(見舞金)

第7条 見舞金の額は次の各号に掲げる種別について、それぞれ当該各号に定める額を基準として、第9条の規定による傷病見舞金審査会（以下「審査会」という）において査定した金額とする。

- (1) 傷病見舞金 10万円以内（治療日数は60日以上を基準とする）
 - (2) 障害見舞金 10万円以内
 - (3) 死亡弔慰金 10万円以内
 - (4) 入院見舞金 3万円以内（治療日数が60日未満でも入院日数が3日以上の場合）
- 上記1～4の給付合計は10万円を超えない。
傷病見舞金加入者に対する見舞金給付内規を参照。

(請求手続)

第8条 見舞金を請求するときは、別紙様式による傷病見舞金給付申請書に医師の診断書またはそれに代わるもの（傷病名、医療機関名、入院日数などが記載されているもの。コピー可）を添え、県高体連会長に提出しなければならない。

(審査会)

第9条 傷病見舞金給付申請書の提出があった場合に、その内容の適否を審査し見舞金額を査定するため次の各号に定めるところにより審査会を設ける。

- (1) 審査会の構成は次のとおりとする。

審査委員長 1名
審査委員 若干名

- (2) 審査委員長・委員は、県高体連会長が委嘱し、任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を総括する。

(会 計)

第10条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第11条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 この見舞金の会計は県高体連監事の監査を受けなければならない。

(規定の変更)

第13条 この見舞金の規定は、県高体連評議員会の承認を得なければ変更することができない。

(付 記)

- (1) 本規定第3条でいう「大会」とは、試合前の公式練習から試合終了までをいう。

●見舞金加入並びに給付申請の手続きについて

1 見舞金加入手続は次のとおりとする。

- (1) 加入者は「部員調査表並びに県高体連傷病見舞金加入申込書」の加入欄に○印をして示すこと。
- (2) 加入金（年額1人100円）を申込みと同時に県高体連事務局に納入すること。

2 有効期間

加入者の有効期間は、加入申込書を事務局で受理した日よりその年度の末日までとする。

3 給付申請手続

- (1) 傷病発生から15日以内に「事故報告書」（様式-1）を校長名で県高体連会長に提出する。
- (2) 「事故報告書」の受理後「傷病見舞金給付申請書」（様式-2）及び「傷病等治癒経過報告書」（様式-3）を校長に送付する。
- (3) 「傷病見舞金給付申請書」は診断書またはそれに代わるもの（傷病名、医療機関名、入院日数などが記載されているもの。コピー可）を添付し、傷病発生の日から40日以内に県高体連会長に提出する。
- (4) 「傷病見舞金治癒経過報告書」（様式-3）にて経過を報告する。報告については治癒完了後及び、審査会2週間前とする。（審査会は9月と2月、詳細については文書にて通知する。）

傷病見舞金加入者に対する見舞金給付内規

昭和56年4月1日施行
昭和59年4月1日改正
平成12年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成26年4月1日改正

1 傷病見舞金給付額は、次の基準に基づいて傷病見舞金審査会（以下「審査会」という）で審査して決定する。

- (1) 入院しなかった場合 3万円
- (2) 入院した場合には、入院日数によって次のように区分する。
 - ア 1日～7日 4万円
 - イ 8日～14日 5万円
 - ウ 15日～24日 6万円
 - エ 25日～29日 7万円
 - オ 30日以上 10万円

ただし、次のような場合、担当医の所見を参考に治癒を待たずに見舞金を給付できる。

- (i) 再入院の予定がない場合
- (ii) 抜釘術等の手術による再入院の日数が別様式（様式-4）の提出により見込める場合

2 死亡弔慰金・障害見舞金について

本人の生来、または後天的に持つ疾病が死亡又は障害の原因となった場合の障害見舞金額は、審査会で審査し決定する。

なお、死亡弔慰金と障害見舞金は、傷病見舞金給付額とあわせて10万円以下となるように審査会で審査し決定する。

3 入院見舞金

治療日数が60日未満であっても入院した場合には、入院日数によって次のように区分する。

- ア 3日～5日 1万円
- イ 6日～9日 2万円
- ウ 10日以上 3万円